

第 9 章
前裝銃規則

旧銃技規目(2023)

9章

- 1.0 通則
- 2.0 安全規程
- 3.0 射場および標的基準
- 4.0 銃器、用具、弾薬
- 5.0 競技役員
- 6.0 競技種目別運営手順および規則
- 7.0 競技大会開催準備
- 8.0 故障
- 9.0 選手およびチーム役員の行動規定
- 10.0 用具検査
- 11.0 採点準備
- 12.0 同点の順位決定
- 13.0 抗議（プロテスト）と上訴（アピール）
- 14.0 プロトコール：表彰、記録公認
- 15.0 報道との関係

1.0 通則

- 1.1 本競技規則は、日本における前装銃射撃競技に適用する。
- 1.2 日本において開催されるすべての競技会（練習を含む）は、日本前装銃射撃連盟（略称ML S A・J）が承認したものでなければならない。
- 1.3 本規則に定める事項以外は、「GTR、RR」を準用する。
- 1.4 競技記録の公認は、日本ライフル射撃協会「競技運営規定の記録公認規程」による。
- 1.5 本競技は、本来の射撃競技の目的にくわえて、古式砲術の研究と保存、古式銃の学術研究と保存、さらに日本古来の武道精神の修練を目標とする。くわえて、使用する火薬および弾丸の相対的関連性の研究等を併せて行うものである。

2.0 安全規定

- 2.1 選手は、つねに危害予防に対し細心の注意を払い、厳重に安全対策を守らなければならない。種手鳥種目である火縄式前装銃の取扱いに関しては、他の銃に比べて特に操作上の注意が必要と思われるので、各選手はさらに気を配らなければならない。この危害防止のためには、射場内はもちろん、いかなる場合でも、
なんびとも、いつなりとも、直接にその状況を指摘し、ただちに矯正するようにしなければならない。これはすべての前装銃使用者の基本ルールである。
- 2.2 銃および火薬の安全取扱い規則 10 カ条
 - 2.2.1 銃口は絶対に人のいる方向には向けない。（短筒は特に注意）
 - 2.2.2 弾薬の装てんは、射座のみで行い、しかも、発射直前に行うこと。
 - 2.2.3 不発等の場合は、銃口は標的の方向に向けたまま、射場長に報告し、その処置をすること。
 - 2.2.4 発射後は、必ず抜薬、抜弾を確認すること。
 - 2.2.5 他人の銃は許可なく絶対にふれてはならない。
 - 2.2.6 火縄は適当に長目にし、使用直前に点火し、たえず火薬との接触に注意し、使用後にはただちに消し安全を確かめる。
 - 2.2.7 火薬類は、不時の事故を防ぐため、必ず蓋付きの容器に納め、誘発しないようにすること。
 - 2.2.8 黒色火薬を使用するため、火気には万全の注意をすること。
 - 2.2.9 発射直前まで引き金には指をかけない。
 - 2.2.10 酒気をおびて射場内に立ち入ってはならない。
- 2.3 危害防止上、火縄式銃砲の射撃操作法を次のようにする。
まず射台の上に丸玉 13 発、装薬容器 14 本、火縄 1 本（先に火をつけ、その先を安全な別の金属容器に入れておく）、口薬入れ容器 1 個、さく杖、せせり、眼鏡ほか最小限度の認められた必要用品を準備する。
 - 2.3.1 火蓋を閉じ銃口を上にして銃を立てる。
 - 2.3.2 火薬を銃口より注ぎ込む。
 - 2.3.3 玉を銃口より入れ、さく杖で一定の圧力を加える。
 - 2.3.4 銃を射台の上におき、火挟みを上げ、火蓋を開き、火皿のくぼみに口薬をみだし、火蓋を閉じ、火蓋の回りのはみでた粉火薬を吹いて散らす。

- 2.3.5 火縄を容器より取り出し、火先を吹き、火挟みにはさむ。切り火縄、または飛散するような短い火縄を使用してはならない。
- 2.3.6 銃を持ち上げ、火蓋を切り（開く）狙い、引き金を引き、発射する。
- 2.3.7 発射後、火縄を火挟みより外し、または拾い火先を再度容器に入れる。
- 2.3.8 銃口より息を吹き込み、残煙が火穴より出るのを確かめる。
- 2.3.9 弾痕を眼鏡で確認する。
- 2.3.10 次に2.3.1～2.3.9までを繰り返す。
- 2.3.11 不発時の処理：2.3.6の段階で不発が発生したら、ただちに射場長に報告し、銃口は標的の方向に向けたままで静かに射台の上におき、火挟みを上にあげ、火蓋を閉めないで、静かに火縄を外し、約1分間放置しておき、その後発射の可能性がなくなったことを確認する。

3.0 射場および標的基準

- 3.1 射場は、次のとおりとする。
 - 3.1.1 50m射場 GTR6.4 50m射場に準じる。
ただし標的の高さは、射座の床面の水平面より約1.0m～1.5mとし、各姿勢毎には変えない。
 - 3.1.2 25m射場 GTR6.4 25m射場に準じる。
ただし標的の高さは、射座の床面の水平面より約1.4m（±20cm）とする。
- 3.2 本競技に使用する標的は、次のとおりとする。
 - 3.2.1 標的の点圏の範囲は、いずれも区画線（黒色で示されているものは黒点）の外縁とする。
 - 3.2.2 種子島標的（黒点圏10点～6点）

10点	80mm	5点	480mm
9点	160mm	4点	560mm
8点	240mm	3点	640mm
7点	320mm	2点	720mm
6点	400mm	1点	800mm

- 3.2.3 25m精密／50mピストル標的（GTR6.3.4.5）
- 3.2.4 古式標的は別に定める。
- 3.2.5 その他、理事会で認めた標的

4.0 銃器、用具、弾薬

- 4.1 本競技に使用する銃は、原則として口径20mm以下の火縄式、歯輪式、燧石式、管打式単身発の健全なる機能を有する前装銃とする。
- 4.2 銃の形状、発射機構等は、銃が製造された当時の固有の原形を保っていること。なお、銃種によってはレプリカ（複製品）を使用できる。
- 4.3 弾丸は鉛製の円珠とする。特別な銃の場合には別に指定する。
- 4.4 使用火薬は市販の黒色火薬に限る。
- 4.5 服装については次に定める。
 - 4.5.1 前装銃競技の射撃操作、姿勢等からして服装規定は特に定めない。
 - 4.5.2 特に射撃姿勢を有利にするような服装、生地加工、支持装置の取付け等は固く禁じる。

その他の条件はGTR6.7、RR7.5に準ずる。

- 4.5.3 記録射撃には不必要な古道具等の着用はしないこと。
- 4.5.4 不体裁と思われる服装は慎むこと。
- 4.5.5 古式砲術競技においてはこのかぎりではない。

5.0 競技役員

- 5.1 競技会には、通常、競技運営規定の競技役員構成表のとおり役員が構成される。
なお、この役員構成が不十分と思われる場合は、競技委員長、射場長がこれを別に任命することができる。
- 5.2 競技役員の任務は、当連盟の場合次のとおりとする。
 - 5.2.1 競技委員長（副競技委員長）
 - 5.2.1.1 競技会を掌握し、監督する。
 - 5.2.1.2 競技会が規則に従って開催され、実施されたことを確認する。
 - 5.2.1.3 競技会の中止、停止、または延期の決定、および抗議に関する裁定を行う。
 - 5.2.1.4 競技中に規定のない事項が発生したときに裁定を行う。
この場合その報告を文書で、当連盟理事会に提出すること。
 - 5.2.1.5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5.2.2 総務
 - 5.2.2.1 競技委員長を補佐し、当競技大会の一般事務を処理する。
 - 5.2.2.2 参加者の掌握、会費の収支、必要用具備品の調達等も任務範囲とする。
 - 5.2.2.3 火薬計量および管理（火薬の取扱いには特に留意すること）を行う。
 - 5.2.2.4 記録、整理、順位の決定、成績発表を行う。
 - 5.2.3 射場長（副射場長）
 - 5.2.3.1 競技委員長の指示にもとづき、競技を実施し統轄する。
 - 5.2.3.2 射撃線での勤務員を指揮する。
 - 5.2.3.3 射撃線内の違反事項等を処理する。
 - 5.2.3.4 危害予防については万全の注意をはらい、必要な矯正を行う。
 - 5.2.3.5 副射場長は、射場長を補佐する。
 - 5.2.4 審査委員および審査員
 - 5.2.4.1 標的の配布、管理および審査の実務を行う。
 - 5.2.4.2 審査関係全般を管理し、審査が敏速にまた正確に実施されるように努める。
 - 5.2.5 用具検査長（用具検査員）
 - 5.2.5.1 競技開始前に全銃について安全性の面からの点検を行う。特に引き金装置の安全度、火皿薬室まわりおよび尾栓を含めての安全性等に重点を置き検査する。なお、各銃が固有の原形を保っているか否かについても点検する。
 - 5.2.5.2 銃腔経、使用弾丸に対する使用火薬量の是非等も、確認条件とする。
 - 5.2.5.3 もし銃の故障が発見された場合には、その銃の使用は認めない。
ただし、競技の運営にさまたげにならない時間内に修理ができる場合には、ただちに修理を行わせ、再検査を受けさせ、競技を継続させて良い。

6.0 競技種目別運営手順および規則

6.1 姿勢

6.1.1 立射姿勢

6.1.1.1 選手は両脚で立ち、銃は両手と頬づけで支える。

6.1.1.2 あるいは前方の腕の上腕または肘を、胸および腰の上においた姿勢で銃を支えてもよい。この場合、腰は前の方に突き出す姿勢になる。

6.1.2 立射姿勢（短筒）

6.1.2.1 選手は両脚で立ち、銃は片手で持ち、その手で発射しなければならない。特殊な形状の握部や、特別な方法により銃が支持されるようなものの使用は許されない。腕輪、時計、包帯やそれに似たもので銃の支持になりそうなものは、銃を持つ手や腕につけてはならない。

6.1.3 膝射姿勢

6.1.3.1 選手は折り曲げた後方の足の上ですわり、尻を地面または敷物およびニーリングロール（R R 7. 5. 8. 5参照）につけてはならない。地面に接触する部分は、右利き選手の場合、右足の先と、右膝と、左足だけである。銃は両手と頬づけで支える。左の肘は、左膝の上に乗せる。そのとき肘の先端部は膝蓋骨（膝皿）より先に10cm以上出してはいけない。ニーリングロールは右足首の下にだけ使用できる。しかし、この場合、腫からつま先までの線が、床の平面に対し45°以上傾いてはならない。選手の尻と、尻をおく足の腫との間に、ズボン生地以外のものがはさまってはならない。

6.1.4 伏射姿勢

6.1.4.1 前装銃競技の一部の種目で行われるが、詳細はR R 7. 6. 1. 2を準用する。

6.1.5 古式砲術姿勢（別に定める）

6.2 これらいずれの射撃姿勢においても、選手は障壁、机等から明らかにはなれてその姿勢をとらなければならない。

なお、近代銃等に使用されるスリング、パームレスト等の補助支持器具は、古式の保存を趣旨とするこれら前装銃競技にはその使用をかたく禁じる。

6.3 競技種目、方法、時間

6.3.1 競技の種類は、個人競技と団体競技の2種類とする。

団体競技における1団体の選手数は3名または2名とする。

6.3.2 競技の種目は次のとおりとする。

6.3.2.1 50m競技

イ、種子島（立射）10発競技

ロ、種子島（膝射）10発競技

ハ、種子島中筒（10勾級、自由姿勢）10発競技

ニ、燧石（立射）10発競技10発競技

ホ、管打（立膝、伏射）10発競技

ヘ、ペッテルリー（自由銃）（立射）10発競技

6.3.2.2 25m競技

- イ、短筒（火縄、燧石）（立射）10発競技
- ロ、短筒（管打式）（立射）10発競技
- 6.3.2.3 その他古式砲術を含め理事会で認めた種目
- 6.3.3 使用標的
 - イ、種子島標的
 - ロ、25m精密／50mピストル標的：GTR6.3.4.5
- 6.3.4 上記の種目については、13発を30分で競技しその上位点10発で順位をきめる。その他古式砲術を含め理事会で認めた時間
- 6.4 運営手順
- 6.4.1 射場長は、原則として射撃開始前にクリーニング・ショットを行わせる。
- 6.4.2 選手は、射撃開始10分前までに射撃線に集合するものとする。標的はこの時点にはすでに張っていること。
- 6.4.3 射場長は「射撃開始」の号令をかける。この瞬間より計時が始まる。
- 6.4.4 「射撃中止」、または「射撃終了」の号令があった場合、ただちに火縄を火挟より外し、火先を安全な容器に入れ、火蓋を閉し、銃を安全な状態にして台上に置かなければならない。
「一時中上」の場合は次の「開始」の合図を待ち、「終了」の場合は標的交換の動作に入る。
- 6.4.5 選手が射撃時間中に射座をはなれるとき、必ず銃は前条の安全処置をとった上で射場長に申し出て、許可を得てからはなれなければならない。
- 6.4.6 標的の交換は、必ず射場長の指令により行うものとする。
- 6.4.7 規定の玉数は、明瞭にわかるように容器に入れ、机上に必ずおいておかなければならない。余分の玉は後方に収納しておくこと。
もし机上の玉が紛失等して、補給の必要のある場合等は、必ず射場長の許可を得ておこなうこと。
この規定は使用装薬についても同様に取り扱う。
- 6.5 規則違反と懲戒規定
- 6.5.1 選手は本規則に精通し、競技に参加したことによって、規則違反した場合に加えられる罰則に服従することを、承諾したものとみなす。
- 6.5.2 次の行為をした個人および団体は、失格または退場処分を受ける。
 - 6.5.2.1 所定の申込手説きを行わないで競技に参加したとき。
 - 6.5.2.2 故意に競技規則に違反したと認められたとき。
 - 6.5.2.3 競技会の秩序を乱し、役員の制止に応じないとき。
- 6.5.3 選手は本規則に定めてない事項でも、本規則の精神に反すると認められる場合は、ペナルティあるいは失格を命じられることがある。
- 6.5.4 本規則に違反した場合、その程度により下記のとおりとする。
 - 6.5.4.1 初めは注意を受ける。
 - 6.5.4.2 なおかつ反省されない場合は、ペナルティ2点をとられる。
 - 6.5.4.3 まだ反省されない場合は、失格となる。
- 6.6 黒色火薬の装薬量は、各銃腔径に対し、おおむね次のとおりとする。

銃腔径	(銃の玉目表示)	装薬量
mm	匁、分玉 (mm)	g
6.0	2 分玉 (5.1)	0.8
7.0	5 〃 (6.9)	1.1
8.0	8 〃 (8.1)	1.4
9.0	1 匁玉 (8.7)	1.7
10.0	1.5 〃 (10.0)	2.0
11.0	2 〃 (10.9)	2.3
12.0	2.5 〃 (11.8)	2.6
13.0	3 〃 (12.5)	2.9
14.0	4 〃 (13.8)	3.2
15.0	5 〃 (14.9)	3.5
16.0	6 〃 (15.8)	3.8
17.0	7 〃 (16.6)	4.1
18.0	9 〃 (18.1)	4.4
19.0	10 〃 (18.7)	4.7
20.0	12 〃 (19.9)	5.0

7.0 競技大会開催準備

7.1 競技参加の申込みは、所定の手続きにより期日までに行わなければならない。

7.2 競技会へ参加できる資格は、銃刀法ならびに火取法上の適性資格者で、本連盟の定める講習会受講者で、最低基準に達している者でなければならない。短筒競技参加者は、種子島銃の段級審査規定の初段以上の有段者で、本連盟の理事会で審査の上、認められた者に限る（競技運営規定の段級審査規程による）。なお、当理事会で特別に認められた者は、この限りではない。

7.3 参加者が多く、競技時間内に終了しない場合は、予選を行うことがある。また別に定める段級規程により制限することがある。

7.4 射座の配分は、原則として抽選により決定する。ただし大口径銃を併せて競技するような場合、または異なる姿勢等を同時に行う場合等は、競技委員長が特に射座割当てを指定することもある。

7.5 銃ならびに服装検査は、原則として競技開始前に行う。必要のある場合は、競技中にも実施する。

8.0 故障

8.1 射撃中、銃、弾薬に故障があった時は、規定の連射時間中に故障を排除し、射撃を継続してもよい。ただし試射は許されない。

8.2 射撃中に銃を変えて射撃を行うことはできない。

8.3 射撃中、火薬、玉等の装てん間違いの場合、射場長の許可を得てすみやかに銃腔内をクリヤーにする。この場合の玉の処理は規定弾数には数えない。

- 8.4 選手の責任によらない事故により、射撃が3分以上中断された場合、射場長はたたちに競技委員長ほか関係部門に連絡し、中断相当の時間を延長する。
- 9.0 **選手およびチーム役員の行動規定**
- 9.1 通則（GTR6.12参照）
- 9.2 その他GTR6.12.1～6.12.4に準じる。
- 9.3 コーチング
- 10.0 **用具検査**
- 10.1 GTR6.7に準じる。
- 10.2 競技開始前に用具検査係は銃その他の用具を検査し、安全基準に合致していることを確認しなければならない。選手は、疑問の生じるような用具や付属品も含めて、銃および用具類の公式な検査を受けて承認を得る責任を負う。
- 10.3 許可を受けた銃用具類には検定シールを貼付しなければならない。
- 10.4 認可を受けた銃用具類には、競技開始前また競技中には、4.0に反するようないかなる変更をも加えてはならない。
- 10.5 もし変更疑問が生じた場合は、用具検査係の再検査と認可を受けなおさなければならない。
- 10.6 用具類の認定はその検査が行われた競技のみに有効である。
- 11.0 **採点手順**
- 11.1 標的の審査は、原則として、誰の的かわからないように、所属、氏名等を覆った状態で行う。
- 11.2 弾痕の中心が、圏線の外返上にあつた場合、または中心に近い場合には上位点を与える。この判定には透明ゲージまたはプラグ・ケージ等を用いて行う。採点は13発を発射し、その内上位10発を採点する。
- 11.3 選手がとなりの標的を撃つた場合は、ただちに射場長に報告しなければならない。そしてその得点よりペナルティとして2点減点となる。もし報告のなかった場合には、0点とする。
- 11.4 射撃時間内に射撃し終わらなかった弾数は無効とする。挑弾であることが明瞭な弾痕は無効とする。
- 12.0 **同点の順位決定**
- 12.1 成績が同点の場合の順位は、次のとおり決める。
- 12.1.1 個人の場合 1位～4位
- イ、10、9、8点・・・の順で数の多い方を上位とする。
- ロ、それでも決まらない場合は、最低点（採点上の10発目）の弾痕が標的の中心点に近いものの方を上位とする。
- ハ、次は、10発グルーピングの小さい方を上位とする。
- 12.1.2 団体の場合 1位～4位
- チームのメンバーの得点で最高と最低の差の少ないほうを上位とする。

- 12.1.3 個人1位～4位、団体1位～4位以下の同点は同順位とし、その数だけ次の順位を空位とする。
- 13.0 **抗議（プロテスト）と上訴（アピール）**
- 13.1 抗議は射撃終了後60分以内に書面をもって競技委員長に提出する。
提出者は、抗議の要点、その理由、および所属、氏名、役職を記入すること。競技委員長はただちに、射場長ほかジュリーを招集し、審議の上裁決するものとする。
弾痕の判定については抗議することができない。
- 14.0 **プロトコール：表彰、記録公認**
- 14.1 日本ライフル射撃協会、競技運営規定の記録公認規程による。
- 15.0 **報道との関係**
- 15.1 GTR6. 4. 2 参照

日本競技規則(2023)